

# 英国の紋章

本 田 三 男

## 1-1. はじめに

本小論は、基本的には平成9年度広島文教女子大学公開講座「英米の言語と文化」の中で講義した内容を基礎とし、その講義内容、資料等に若干の修正・補充を加えて書き直したものである。

公開講座のテーマを決定するにあたって、1989年及び1993年の二度にわたって本学英文学科の学生と体験したケンブリッジへの夏期語学研修での印象が、大きな意味を持った事をここで述べておかなければなるまい。語学研修で、主に滞在していたのは当然ケンブリッジであったが、ロンドン、ヨーク、バースさらにスコットランドのエジンバラを訪れて、先ず強く感じたのは、重厚な石造りの文化が持つ一種独特な迫力であった。さらにアメリカや日本とは異なり、町にごとごとした看板の類が見かけられない事、ネオンサインの華美なきらめきが少ない事であった。従って夜ともなれば、町は——特にケンブリッジでは——暗く重たく自然の風景の中に沈み込み、それまで味わった事のない静寂が辺りを支配する。見方によれば、それは陰気で黴臭く重苦しいものかも知れない。が不思議と日が経つにつれその風景が奇妙な安らぎ、奇妙な安堵感を与えてくれた。

そんな中で何よりも強烈に目に飛び込んで来たもの。それはいたる所で見かけられる様々なデザインの、又様々な色彩の紋章であった。ケンブリッジのすべてのカレッジ、カレッジに付属している教会、古色蒼然として時代の経過を感じないではおれないあらゆる建造物の何処かに、それも一際目立つ場所に、必ず紋章がはめ込まれている。これは心に残り心を打つ光景であった。

最後に英国を訪れてから五年が経過し、英国の文化について何かを語る必要に迫られた時、先ず頭に浮かんだのはこの「紋章」であった。当時撮った写真を再度見返す迄もなく鮮烈に蘇ってくる王家の紋章<sup>1)</sup>。ヘンリー八世の時代から、いやその以前から、変わることなく人々を眺め続けてきたトリニティカレッジの正門を飾る紋章<sup>2)</sup>。ウインザー城で見た King Henry VIII Gate に掲げられた、ライオン（左）とドラゴン（右）のささげる王家の紋章<sup>3)</sup>。それら全ての紋章が、頭の中で膨らんでゆき、ついには英国の紋章について話をしてみたいと言う思いが強くなって行った。

当然、限られた時間内で説明し得る内容は限定されたものになる。だが以上のような経過でなされた講義「英国の紋章」を再びここで示して見たい。はじめに述べたように、内容は講義のものとは変わっており、省略よりも追加部分が多い。講義では口頭での説明であった部分は、notes としてより詳しく説明・解説したことを断っておきたい。

## 1-2. 紋章・紋章制度の始まり

### ○12世紀頃

- ・紋章の使用は最初ヨーロッパ、特にフランスで始まったが、少し遅れて英国でも使われ始め、最初は楯と言うよりシール（印章）で使用された。

### ○国王直属の herald（軍使兼紋章官）

- ・当時 herald は軍使や軍の様々な礼式を司る役職だった。
- ・戦時には戦闘相手との交渉役として敵味方とも、その身分生命の安全を保証していた。

平時は

—	軍事パレードの司会	
—	騎乗槍試合 (joust) の審判	cf. tournament
—	決闘の進行立ち合い	

以上の役職から敵味方の騎士の紋章に通じることになり、roll of arms（紋章鑑）が herald の必携物となった。

- ・1250年頃から記録がある紋章鑑は England と Belgium (Flanders) に多く見られる。フランスの紋章官 Gilles le Bouvier は France, England, Scotland, Germany 等多くの国々を旅して、1445年頃 “Armorial de Berry” を書いた。

### ○定義：

- 1 楯に描かれたもの
- 2 二つ以上の同一図形が有ってはならない
- 3 代々継承の実績が有ること

## 1-3. 紋章院

○St. Paul's Cathedral の南側、Queen Victoria Street に四階建てのビル（レンガ造り）に The College of Arms がある。

○1666年の大火の後、1671年から88年にかけて再建された。

○大火の際、幸運にも紋章記録や古文書、古文獻などは難を免れた。

- England, Wales, Northern Ireland の全ての紋章事務を現在も統括する。
- Scotland の The Lord Lyon Office と並んで、ヨーロッパに現存しかつ機能している唯一の機関。
- 創設は Richard III 在位中の1484年<sup>4)</sup>。

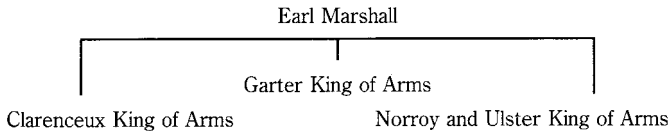
Earl Marshal (紋章院総裁)

King of Arms	3名
Herald of Arms	6名
Pursuivant	4名

cf. Earl Marshal はもともと王の馬係りで、中世では最高軍司令官。

- ・ Duke of Norfolk の世襲職位 (1660年代から)。
- ・ Norfolk 家初代 Thomas Brotherton (d. 1338) が Earl Marshal に任命される。
- ・ 四代 Thomas Mowbray も1386年に Earl Marshal 任ぜられる。
- 紋章官は王家の諸行事を司宰する。戴冠式、立太子式、結婚、大葬、国会の開院式、6月 Windsor での Garter Service 等。

### The College of Arms<sup>5)</sup>



### Heralds:

職名 Windsor, Richmond, Somerset, Lancaster, York, Chester

### Pursuivants:

職名 Portcullis, Blue Mantle, Rouge Croix, Rouge Dragon

- ・ 職名は英国中世の名前に由来し、royalty, titles, badges や orders of knight-hood を示す。又 Henry VIII 統治下の1530年から James II 統治下の1686年まで、勅命により England, Wales の調査が行われ、家門の歴史と家系に関する膨大な資料が収集された。
- 紋章官の職位は終身。
- 欠員がないかぎり昇進も新規採用もない。
- 事務職員、紋章デザイナー等は全て紋章官が自費で雇う。
- 年俸は Garter King of Arms の場合、1830年から37年の例で、50ポンドから49ポンドに下げられたまま現在に至っている。

## 2. 最初の紋章使用者

### ○Salisbury Cathedral

- ・ John Constable (1776-1837) の田園風景画で有名。
- ・ 中央尖塔122メートル, 36年の短期間で完成。
- ・ 1215年の Magna Charta [Magna Carta] の一部 (現存四部) がある。
- ・ 3500年前から Celt, Saxon, Norman 族が入れ替わり立ち替わりしたが, 一貫して Salisbury は信仰の中心, 文化の中心であり続けた。

### ○William Longespee, Earl of Salisbury (d. 1226)

- ・ John 王<sup>6)</sup>の異母弟。
  - ・ Salisbury 寺院最初の埋葬者でその墓像により英国最初の紋章使用者と認定される<sup>7)</sup>。
  - ・ Longespee の墓像に彫られている楯は ‘六頭のライオン’ (豹)。
  - ・ 彼の楯に描かれた図形が紋章学でいう ‘継承の実績’ を証明された。
- cf. 英国王の紋章は Richard I (在位1189-99) が初めて使用した豹三頭<sup>8)</sup>。

Richard I は Plantagenet 家だが, Longespee の祖父 Geoffrey, Count of Anjou (d. 1150) が ‘planta genista’ (えにしだ) を好んだからこの名がつけられ, その子孫である Henry II 以後の王家を Plantagenets と呼ぶ。

## 3. 故ダイアナ皇太子妃の紋章

### ○初代John Churchill, Duke of Marlborough (1650-1722)。

- ・ 弁護士であった John Churchill が Sir Henry Winston の娘 Serah と結婚。  
→家格が上がる。
- ・ 息子 Winston が Elizabeth と結婚。その母が当時の Buckingham 公爵の姪であったため Churchill 家は宮廷と繋がりができる。
- ・ Serah Jennings は Queen Ann (在位1702-1714) お気に入りの女官で, 彼女の夫 John がオランダ出兵の際フランス軍を敗走させるや女王は直ちに John を Marlborough 公爵にし, Garter Knight に叙し, 5,000ポンドの年金を下賜。
- ・ 1704年8月スペイン王位継承をめぐるルイ14世とのドナウ河畔の村 Blindheim に於ける戦いで John Churchill は大きな戦功をあげる。

褒賞・2万8千平方メートルの大宮殿

その2,200倍の広大な庭園 (6万平方キロ)

・5,000ポンドの年金上積み

宮殿は Blindheim を英語読みした Blenheim Palace。

Queen Ann の命令で1705年から30万ポンドの費用で Woodstock に建設が始まる。(完成まで17年かかった)

- ・ 故 Lady Diana は Earl of Spencer 家の出身。
- ・ Spencer 伯爵家は, Marlborough 公爵家が Spencer 姓をも名乗るようになった源。
- ・ John Churchill は故 Diana 妃の先祖の一人。彼女には更に Charles II (在位1649-1685), James II (在位1685-1688) の血も流れている。
- ・ Spencer 家は William the Conqueror (在位1066-1087) の財務長官 Robert de Spencer に遡る家系だと言われているが, 史実が明らかなのは1522年没の Sir John Spencer から。

Robert (五代目)→Henry VIII (在位1509-1547) によって男爵に。

Henry (七代目)→Sunderland 伯爵に。

- ・ 故 Diana 妃は Prince Charles と seventh cousin にあたる。
- ・ 故 Diana 妃の父 Edward John (八代目) の名付け親は George V (在位1910-1936) の妃 Queen Mary であった。
- ・ 故 Diana 妃の弟 Charles の名付け親は Elizabeth II (在位1952.2.6- ) である。

#### 4. Windsor

- ・ William the Conqueror が築城 (1066) して以来931 年間王家と城は共に歩んだ。
- ・ 現存しているのは Henry II (在位1154-1189) が築いた城の一部。有名な Round Tower は Edward III (在位1327-1377) の大改築によるもの。
- ・ St. George's Chapel は1472年に損傷の激しくなった聖堂の移設再建に始まり, Edward IV, Henry VII, Henry VIII による造営で完成されたもの。
- cf. 現在の王家は House of Windsor, 本来は House of Saxe-Coburg-Gotha であったが第一次大戦でドイツと戦ったためドイツ名の呼び名を止めた。  
→Prince Charles の代からは House of Mountbatten-Windsor と決まっている。

#### 5. The Knight of the Order of the Garter (ガーター騎士団)

- ・ 1348年に Edward III が創設。
- ・ 英国の守護聖人 St. George への献身を精神的支柱とする。‘忠誠と高貴と騎士道の高揚’が目的。
- ・ 王以下26名で構成。1組：王以下13名。

1組：皇太子以下13名。

- ・ ガーター騎士がまとうローブには白地に赤の St. George's Cross が、佩用のスターにも同じ Cross が。
  - ・ St. George's Chapel 内では着座も決められており、それを stall と言う。
  - ・ 身分は終身、団員が死亡しない限り補充は無い。
  - ・ 勲章は Garter, The Collar (頸章), The Star, The Lesser George で成り Garter は左脚に着用する<sup>9)</sup>。
- cf. Black Prince の妃 Joan, Countess of Salisbury (別名 Fair Maid of Kent) がフランスのカレーで開催された大舞踏会で靴下留めを落とした。Edward III が機転をきかせそれを拾い自分の左脚にはめ、'Honi soit qui mal y pense!' と叫んだ<sup>10)</sup>。

## 6. Shakespeare の紋章

- 1576年頃 John Shakespeare が紋章の使用認可申請を出そうと思いつた。彼の妻 Mary は Robert Arden, Wilmcote の娘で、父 Robert の紋章を継承する資格があった。
- John は1568年に治安判事、1571年に町参事会員となり gentleman (郷土階級) となった。
- '妻は夫の紋章に生家の紋章を組み合わせて使用する。' というきまりがあった。
- John が事業に失敗し、認可は20年放置されていたが、息子 William の力で1596年使用認可を受ける。(認可されたが使わず)
- 1599年二度目の認可証を得て初めて使用<sup>11)</sup>。

Canting Arms: 姓の綴りや音に合わせて表現した図形で、全紋章の5分の1は canting arm。

- ・ 紋章通の William は crest (兜飾り) にも canting をと考え鵜 (shag: 当時83通りの綴りの一つに Shagspere が有った為) を選んだ。
  - ・ 鵜は貪欲をイメージさせるから William はそれを嫌い高貴な鷹に変えた。
  - ・ 鷹は Edward IV (d. 1483) の badge で有名で、これを使用するのは York 王家につながる家系だけであったが、別に禁止されてはいないことから紋章官は認可した。
- cf. 紋章を使用出来るのは個人では貴族、準貴族, knight, esquire, gentleman の郷土階級、その他に町、市<sup>12)</sup>、大学、教会、(軍の) 連隊等。

cf. Nobility (England)<sup>13)</sup>

male		female	
royal duke	( 5)		
duke	( 26)		
marquis	( 36)		
earl	(192)	countess	( 5)
viscount	(126)		
baron	(482)	baroness	( 13)

## 7. おわりに

平成9年11月に始まった英文学科の公開講座にむけて、資料集めに取にかかったのは平成8年の末であり、大まかな構想は平成9年4月には出来上がっていた。しかしこの年7月に突然ダイアナ妃の自動車事故による訃報が世界を駆けめぐり、人々を驚かせ、同時に深い哀しみが世界を覆った。そのためダイアナ妃の項を急遽故ダイアナ妃に改め、サー・ウインストン・チャーチルとの血の繋がりがや、有名なBlenheim Palaceを故チャーチル首相は、正確には彼の先祖は、どの様にして所有するようになったのか等について詳しく資料を読む機会を得た。

家系図を廻り、両者の先祖が一つになる17世紀。当時両者の先祖 John Churchill はごく平凡な弁護士でしかなかった。ところが偶然、妻の Serah が Queen Ann のお気に入りの女官で、そのために夫 John はフランスでのごく平凡な武勲で公爵に、その上 Garter knight まで与えられ、結果今世紀にチャーチルはガーター勲位を持つことになる<sup>14)</sup>。どんな名家も権威も元を辿ればこんなものとの皮肉な見方も出来なくはないが、17世紀に John Churchill が繰り広げたであろう権力獲得への猛烈な執念と闘争は、想像しただけでも迫力が感じとれる。

ヨーロッパに於ける紋章の始まりは、英国ではなくフランスであり、もちろんフランスにも数多くの紋章が残されている。しかし英国で権威の象徴として残り続けている制度が、何故フランスでは存続し得なかったのか。その理由はルイ14世にあったと言われている。彼は果てし無く膨らんで行く出費を賄うためにお触れをだし、紋章の登録を義務づけた。その際、お金さえ出せば、貴族であれ、商人であれ、はたまた農民であっても紋章使用を許可したと言われている。そうならば当然紋章そのものの権威は失われて行く。又特権階級の人々の紋章に対する執着心も薄らいで行く。

フランスのみならず、イタリア、スペイン等のかって騎士道が円熟の域にまで達した国々で、制度としての紋章は現在では消滅している。ならば何故英国とスコットランドで、今なおそれが生き残り続けているのだろうか。その最大の理由は、紋章

の継承の仕方にあると考えられる。ある家系の嫡男だけが（女性でも可）継承の権利を有する。従って果てし無く紋章が増えてゆくこともなく、必然的に権威は保たれ続ける。それに滅多な事では古いものを捨てようとしないうで守ろうとする‘気質’がそれに拍車をかける。アンティーク家具等を頑固と思える程大切に、それに価値を見いだす国民性。おそらくそこら辺りに、英国で紋章制度が生き続けている理由があるのではなからうか。

とは言いながら、英国の人々は盲目的に無批判に権威を信奉している訳でもない。最近の新聞紙上での王室スキャンダルに関する報道、故ダイアナ妃に対し、死してなお鞭打とうとする一部のマスコミ、これらの現象そのものも又歴史的である。1215年の Magna Carta に始まり17世紀の国王処刑、さらに18世紀、19世紀いや今世紀に至っても、国民の批判の目は常に王室に向けられている。それでいて敬愛する心も持ち合わせている。何とも不思議な国民であると言わざるを得まい。紋章に関しても、現在ではそれほどの意味を持っている訳でもない。それでも国会の開院式や毎年6月に厳かに執り行われる Garter Service では‘権威’の衣を纏った紋章官が存在感を誇示する。19世紀の例<sup>15)</sup>に見られるように平然と王家の紋章を揶揄してみせたりするかと思えば、その同じ人物がその紋章を誇りに思う。これも又英国の不可思議な‘文化’なのではあるまいか。





図1 Longespee の紋章

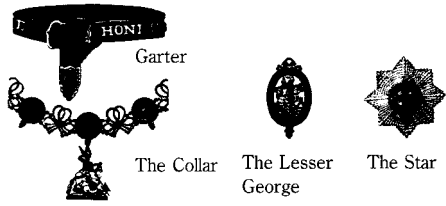


図2 Garter の勲章

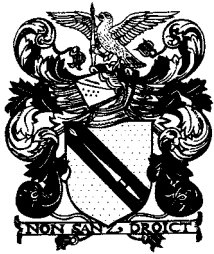


図3 John Shakespeare に  
認可された紋章



図4 16世紀英国 City の紋章



図4 17世紀英国 City の  
紋章



図4 18世紀英国 City の紋章



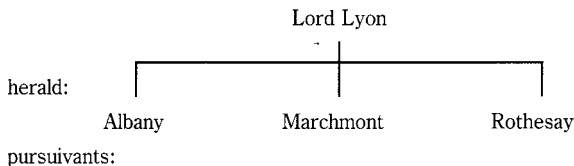
図4 19世紀初頭英国 City の紋章



図5 19世紀王室紋章のパロディー

## Notes

- 1) 現在の王家の紋章は、楯の 1st Quarter と 4th Quarter が三頭の豹, 2nd Quarter は気負い獅子 (Scotland), 3rd Quarter にハーブ (Ireland) が配されている。サポーターは右にユニコーン, 左にライオン, スクロールにはフランス語で 'DIEU ET MON DROIT' と書かれており, クレストは王冠。
- 2) Trinity College (Cambridge) 正面には六つの紋章が掲げているが, その二つに Henry VIII の紋章がある。これによって英国国教会創設の時この College が王に味方した事が分かる。
- 3) Henry VIII の紋章は, 1st Quarter と 4th Quarter がフランス王家の紋章を示す三枝花弁の白ユリ三本, 2nd Quarter と 3rd Quarter が三頭の豹で, サポーターとなる King's Beasts は右に翼を持つ犬, 左にライオン。
- 4) Richard III (Duke of Gloucester) は, Shakespeare の歴史劇で悪逆無道な人物として描かれた英国王であるが, その在位期間は1483年から85年までの僅か3年間であった。
- 5) Scotland の紋章院は, The Lord Lyon Office と呼ばれ, その組織図は以下の如くである。



Carrick, Kintyre, Unicorn, Ormond

- 6) John 王の在位期間は獅子親王 Richard I の後を受けて, 1199年-1216 年であるが, 1215年に有名な Magna Charta に署名させられた。
- 7) 図 1 参照。『英国紋章物語』 森 護著 (三省堂) p. 113.
- 8) *Britannica, MACROPAEDIA*, vol. 20 によると, 三頭の豹の図柄は, Richard I 以来必ず王家の紋章に描かれているが, 最初は楯に使われたのではなくシールに使われたと言われる。
- 9) 図 2 参照。『英国紋章物語』 森 護著 (三省堂) p. 121.
- 10) Cotton Nero A x 中の, *Sir Gawain and the Green Knight* の最後に,

'Lo! lorde,' quop þe leude, and þe lace hondeled,  
 þis is þe bende of þis blame I bere in my nek,  
 þis is þe lape and þe losse þat I lazt haue  
 Of couardise and couetyse þat I haf cazt þare;

þis is þe token of vntrawþe þat I am tan inne,  
 And I mot nedez hit were wyle I may last; 2510  
 For mon may hyden his harme, bot vnhap ne may hit,  
 For þer hit onez is tachched twynne wil hit neuer.<sup>7</sup>  
 þe kyng comfortez þe knyzt, and alle þe court als  
 Lazen loude þerat, and luflyly acorden  
 þat lordes and ladis þat longed to þe Table, 2515  
 Vche burne of þe broþerhede, a bauderyk schulde haue,  
 A bende abelef hym aboute of a bryzt grene,  
 And þat, for sake of þat segge, in swete to were.  
 For þat watz acorded þe renoun of þe Rounde Table,  
 And he honoured þat hit hade euermore after, 2520  
 As hit is breued in þe best boke of romaunce.  
 þus in Arthurus day þis aunter bitidde,  
 þe Brutus bokez þerof beres wyttensse;  
 Syþen Brutus, þe bolde burne, bozed hider fyrst,  
 After þe segge and þe asaute watz sesed at Troye, 2525  
 iwysse,  
 Mony aunterez here-biforne  
 Haf fallen suche er þis.  
 Now þat bere þe crown of þorne,  
 He bryng vus to his blysse! AMEN. 2530

HONY SOYT QUI MAL PENCE.

2506 in *supplied*

2511 mon] non

(J.R.R.Tolkien and E. V. Gordon, *Sir Gawain and the Green Knight*, Oxford Clarendon Press 1967, p. 69.)

とあり、この作品とガーター勲章のスクロールに書かれた文が酷似していることから、ガーター勲章のモットーはこの作品から取られたのではないかと考えられている。

- 11) 図3参照。『英国紋章物語』 森 護著（三省堂）p. 161.
- 12) 図4参照。『時代別ロンドン地図集成』 小池 滋 監修・訳（本の友社）。
- 13) 『英国を知る辞典』 渡辺時夫監訳（研究社）1988年 p. 548.
- 14) 故チャーチル首相はガーター・ナイトだが、その紋章の構成図の中の fret（格子模様）と charge（意匠）は故ダイアナ妃の紋章のそれらと同じ。
- 15) 1853年10月29日号の『パンチ』誌に載ったイラスト。スクロールには ‘£.S.d.

ET NON FROIT' と書かれており、notes 1) の 'DIEU ET MON DROIT' と比較するとこの図にこめられたアイロニーとユーモアが良く分かる。